

## 第8回「国と地方の協議の場」提出資料

平成16年12月24日  
地 方 六 団 体

### 1 国庫補助負担金の合理化及び補助金改革の工程表について

- 地方の自由度・裁量度を高め、無駄の排除、国・地方を通じたスリム化を進めるため、国庫補助負担金の合理化に関し措置されるべき事項に関し、別添資料により、地方六団体として提案する。
- 政府・与党合意において措置を講ずることとされている「地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等」については、速やかにその改革の工程表を地方六団体に示し、協議すべきであること。

### 2 国の関与・規制の廃止、見直し等について

- 三位一体の改革の目的とする地方分権の推進のためには、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に記載されているとおり、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図ることが必要であり、この取組を促進するため、具体策についての国と地方の協議の場を設置すべきであること。
- また、国庫補助負担金改革に併せて、国の事務事業の再編、組織機構の見直し及び国家公務員の配置の適正化を実施すべきであること。

### 3 第2期改革の必要性について

- 地方分権を推進するためには、第2期改革の実施が必要不可欠であり、この旨を政府においても明示的に確認すべきであること。

#### 4 税源移譲の対象とならない国庫補助負担金のスリム化について

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で、「廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する」旨閣議決定されているが、政府・与党合意の国庫補助負担金改革の工程表には、税源移譲が行われない「4700億円のスリム化の改革」が盛り込まれている。

この「スリム化」と称するものに関しては、その詳細を個別の細事業単位で速やかに明らかにするとともに、如何なる内容で、如何なる考え方に基づいて行われるものなのか、各省庁及び財務省において地方に対し明確に説明すべきである。その際、特に次の点を明確にし、地方団体側の理解や予算編成に混乱や支障が生じないようにすること。

- ①補助事業全体が廃止されたにもかかわらず、税源移譲の対象になっていないものについては、骨太方針2003に基づけば、所管省庁において「引き続き地方が主体となって実施する必要」がないものと判断したものと解さざるを得ないが、その理由は何か。
- ②スリム化した上で税源移譲の対象とされた事業に関しては、補助事業の如何なる部分が如何なる理由によってスリム化され、税源移譲の対象外とされたのか。
- ③事業費の圧縮のみが行われた事業に関しては、これが何故、三位一体の改革として位置づけられているのか。

#### 5 義務教育のあり方について

- 中央教育審議会の審議の中心は、義務教育における教育のあり方に関し検討することであり、費用負担については、地方の改革案の実現を前提にすべきであること。
- 中央教育審議会の委員として、地方執行三団体のそれぞれの代表者を参画させるべきであること。

## 6 国民健康保険財政に対する新たな都道府県負担の導入について

- 国民健康保険については、地方の改革案では三位一体改革の対象外にしていたにもかかわらず、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入することとされ、都道府県調整交付金制度が設けられることとなったが、都道府県調整交付金の交付に関するガイドライン作成にあたっては、地方自治体に対し速やかな情報提供を行うとともに、地方自治体の意見を十分に踏まえるべきであること。

## 7 生活保護費負担金等の検討について

- 生活保護費負担金等については、政府・与党合意で一方的に「地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討」を行うこととされたが、国の法定受託事務の補助率引き下げは断じて許されず、これを前提とするような協議には応じられないこと。

特に、現行の生活保護費の国庫負担率（四分の三）は、平成元年4月10日公布法律第22号「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」の法律案の国会審議において、恒久化するということで可決成立しているものであること。

## 8 税源移譲3兆円規模について

- 平成16年12月2日提出の「平成16年11月26日付け政府・与党合意文書「三位一体の改革について」に関する質問主意書」に対する政府答弁書（平成16年12月17日閣議決定）において、「平成16年度において措置した所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金が基本方針2004における「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。」との記述に係るおおむね3兆円規模に含まれることについては、基本方針2004の閣議決定の段階で合意している」としているが、このようなことが合意されていたとするならば、地方六団体に改革案の提出を要請する際に、明確に示すべきものである。地方の国に対する信頼を裏切るような係る行為は到底承服できないものであり、今後、三位一体の改革に関する重要事項については、政府の責任において、必ず地方六団体に対して明らかにすべきであること。

## 別添資料

国は地方に更なる合理化を求めているが、国自身が不合理な補助負担金制度によって、

- ①「無駄を強制している」
- ②「スリム化を妨害している」
- ③「創意工夫を殺している」

### 国庫補助負担金の合理化について

平成16年12月24日  
地方六団体

今回の政府与党合意において税源移譲の対象とされていない補助負担事業に関しても、次の視点から合理化を行う必要がある。

- ①全国一律・画一基準の是正  
地域の実情を無視した全国一律・画一の補助基準は、大きな無駄を生じさせている。
- ②タテ割りによる弊害の排除  
係、課、局、省単位のタテ割りによる補助事業は、複合的な目的や機能を持つ施設の整備や複合的利用を阻害している。
- ③国による過剰な干渉の排除  
細部にわたる関与・干渉は、地方の自主性・裁量性を阻害し、地域の実情やニーズにマッチした事業実施を困難なものとしている。
- ④事務手続きの簡素化による国・地方の経費節減  
煩雑な補助金関連事務は、国と地方との双方にこれに要する人員や経費の無駄を生じさせている。
- ⑤創意工夫によるコスト縮減を通じた事業量拡大  
現行の補助事業は、地方の創意工夫によるコスト縮減を促すインセンティブが欠如していることから、高コスト体質となっている。低コスト化により、事業量拡大の原資を捻出することが可能となり整備目標の早期実現が図られる。

こうしたことを踏まえ、政府に対し、当面早急に以下の取り組みをするよう申し入れる。

## 1 補助負担金の交付金化の推進

地方自治体の自主性、裁量性を抜本的に高めるよう、既存の補助負担金については可能な限り交付金化すべきである。各省庁においても、検討が進められているようであるが、交付金化に当たっては、次の事項に留意するよう各省庁に指示又は注意喚起されたい。

- ① 各省庁においては、利用者である地方自治体と十分協議した上で制度の見直しを行うこと
- ② 既存事業の単なる大括り化、メニュー化にとどまらず、地方自治体にとって使い勝手が良く、創意工夫が発揮できるものとする
- ③ 地方自治体が創意工夫し、経費節減を行った場合には、これを返還することなく、事業量の増や交付金の対象事業の効用を高めるための関連事業等への充当を可能とし、地方自治体による事業の効率化に向けた取り組みを促す仕組みとすること
- ④ 補助負担金の交付金化と合わせ、施設の構造基準等についても、地域の実情に応じた整備が可能となるよう、ローカル・ルールを導入すること
- ⑤ 単年度主義による非効率性・事務手続きの煩雑性を解消するため、大規模で複数年度にわたる事業については、柔軟に対応できるような仕組みとすること

## 2 省庁横断的な新たな交付金制度（地域再生交付金）について

汚水処理、道路整備、港湾整備に関して、地方の自主性、裁量性を高めるための補助金改革と地域再生の観点から、省庁横断的な新たな交付金制度が内閣府に創設されると報道されている。

それぞれの交付金に関しては、地方自治体が、対象事業間の交付率の相違という財政的な事情に考慮することなく、純粹に地域のニーズに基づき事業の選択や事業間の融通ができるよう、交付率を一本化されたい。

例) 汚水処理交付金の場合、下水道関係補助金と合併処理浄化槽の交付率が異なると、地域の実情にあった事業選択を行うのではなく、交付率の高い、財政的に有利な事業を選択することになってしまう。

### 3 補助金等の執行過程における適正化について

「三位一体の改革」に関する政府・与党合意により、各省庁の取り組みを内閣官房長官自らが指示された「地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等」に関しては、その工程表を明らかにするとともに、利用者である地方自治体の意見を十分に踏まえた上で適正化を推進されたい。また、会計検査のあり方についても、その対応が地方自治体にとって加重的負担となっていることから、地方と共同で検討されたい。

国庫補助負担金制度合理化のため、地方六団体としても、共同で、現行制度で地方の創意工夫を発揮する上で隘路になっている点、改善を要する点に関する具体的実例に関する調査を実施

## 第8回 「国と地方の協議の場」における協議のポイント

### 1 国庫補助負担金改革について

- 国庫補助負担金の交付金化等、国庫補助負担金の合理化については、地方の自由度・裁量度を高め、無駄の排除、国・地方を通じたスリム化を進めるため、必要な措置を講じるよう、具体策について、各省庁と地方が協議する場を設けること。

### 2 国の関与・規制の廃止、見直し等について

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に記載されているとおり、国による地方公共団体への規制の廃止や大幅な緩和を図ることが必要であり、この取り組みを促進するため、具体策について、別途、国と地方が協議する場を設けること。

### 3 義務教育のあり方について

- 義務教育のあり方についての中央教育審議会の審議には、7割の費用負担を行っている地方の意見を反映させるべきであり、中央教育審議会の本審議会委員として、地方執行三団体のそれぞれの代表者を参画させること。

### 4 地方財政計画について

- 地方財政計画への投資から経常への需要構造の変化の反映等地方財政計画の見直しは、既に設置されている「総務大臣と地方六団体の地方財政計画等に関する協議の場」における協議により進めること。

### 5 「国と地方の協議の場」について

- 三位一体の改革に関する残された課題について、これを十分に協議するため、年度内に、協議に必要な時間を十分に確保した「国と地方の協議の場」を開催すること。